

内閣衆質一九三第二五九号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森 殿

衆議院議員長妻昭君提出幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問に対する答弁書

教育に関する勅語を教育の場において用いることと教育基本法（平成十八年法律第二百十号）との関係については、先の答弁書（平成二十九年四月十八日内閣衆質一九三第二一九号）においてお答えしたとおりである。

お尋ねの「教育勅語を教えることを奨励する立場」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、教育の場における教育に関する勅語の活用を促す考えはない。

「教育勅語のどの部分に現代に通じる価値があるとお考えか」とのお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。